

# 第17回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和2年7月31日(金) 15:15～

場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

## 次 第

### 議 題

- 1 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（8月1日～8月31日）  
について
- 2 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルについて
- 3 各部局における対応について
- 4 その他

## 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（8月1日～8月31日） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～(案)

令和2年7月31日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 現状・基本認識

#### (1) 現状

緊急事態宣言の全面的な解除から、約2月が経過した。政府の基本的対処方針に基づき、この2カ月間は3期に分けてイベントの開催基準等が段階的に緩和され、全国的に社会経済活動の引き上げが進められてきた。

しかし、一旦落ち着きをみせていた新規感染者は、東京都を中心に増加傾向となり、この傾向は全国的に広がりを見せている。全国の新規感染者は連日多数確認されており、感染の再拡大が強く懸念される状況となっている。

このため、国においては8月以降のイベント緩和方針の延期など、方針の一部転換が図られている。

本県においても、7月11日以降連日のように新たな新規感染者が確認されており、7月28日には、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が0.59人となった。このため、7月29日に長野県全域の新型コロナ感染症・感染警戒レベルを2に引き上げ、「新型コロナウイルス注意報」を発令し、感染者が多数発生している地域への往来や感染防止策の徹底等について注意喚起を行った。(7月31日現在0.83人)

今後、本県においても更なる感染拡大が生ずるおそれがあるか、県内外の感染状況を注視するとともに、迅速かつ的確に対応を講じていくことが必要な状況となっている。

#### (2) 基本認識

感染が拡大傾向にある現状を踏まえると、8月の1カ月間は、感染拡大防止と社会経済活動を両立させることができるかどうか、極めて重要な局面になると考えられる。

新型コロナウイルス感染症のリスクは身近に存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。

更に、感染拡大に備え療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、消費喚起、県内観光の促進等経済活動の活性化を支援するとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと

自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、8月1日から8月31日までの対策においては、引き続き以下の3点を重点として、進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など更なる感染拡大への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

## 2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

### (1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

### (2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い、手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大が更に進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新

規感染者数が2.5人を上回っている都道府県)への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断するとともに、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討するよう呼びかける。

夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するようご家族を通じて呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

### (3) 新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

### (4) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

### (5) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の周知を図り、適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底を図る(特措法第24条第9項)。

また、対策本部及び地方部にガイドラインの遵守を事業者徹底してもらうためのチームを設置し、諸法令による許可の申請や更新等の機会を活用するなど、様々な機会を捉えて事業者に対しガイドラインの浸透を促す。

更に、適切な感染防止対策の実施にあたっては、国の「持続化補助金」及び県の上乗せ補助により支援を行っていることを周知し、活用を促す。

〔各部局〕

### (6) 商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援するとともに、飲食店等が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」等を活用するよう周知するなど、きめ細かな支援を行う。

〔産業労働部〕

**(7) 会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起**

全国的に会食や飲み会における感染が増加していることを踏まえ、会食等の際には、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるよう呼びかける。

また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止策を講じている店舗の利用が望ましい旨を周知する。

〔各部局〕

**(8) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進**

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員(商工会・商工会議所の経営指導員等)の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

**(9) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援**

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援するとともに、顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者の感染防止策を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

**(10) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進**

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

**(11) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業**

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

## (12) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

## (13) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用して感染防止対策への協力を求める。

また、宿泊施設における感染疑い事例発生時の対応について明確化し、事業者、市町村等関係機関と連携・協力して、観光地における感染症対策の強化を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

# 3 医療・検査体制の整備など更なる感染拡大への備えを進めるための取組

## 《重点2》

### (1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の感染者を想定して整理した、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者のフェーズに応じた受入体制を維持するとともに、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

〔健康福祉部〕

### (2) 検査体制等の拡充

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、1日1,000件以上の検査が可能となるよう検査体制を強化していく。

引き続き、簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

### (3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

### (4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において感染者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

〔健康福祉部〕

### (5) 「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

## 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点3》

### (1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

## (2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

## (3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施する。

さらに、ジョブカフェ信州において、キャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援する。

〔産業労働部〕

## (4) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

## (5) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

全国的な感染拡大を鑑み、市町村や関係者と連携して、引き続き地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

県外誘客については、感染状況が比較的落ち着いている地域を中心に各種 PR 活動や観光クーポン事業、小規模宿泊施設のための割引事業の実施など、観光振興のために切れ目のない対策を講じ、観光誘客を推進する。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代における長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

## (6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕



(7) 農家等の経営継続に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

また、県産花きの活用キャンペーンや、牛肉等の学校給食への提供などにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(10) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住いのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住いの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

## 5 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館

等)については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

**(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準**

県主催イベント・行事については、当面、別添「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」に従い実施する。

〔各部局〕

**(4) 民間主催のイベントに対する要請**

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する(特措法第24条第9項)。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。

※イベント開催の目安

【8月1日～8月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

(注)上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を求める。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施するとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促進し、連絡先を把握する等の対策を講じること。

〔各部局〕

(5) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ること感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることで感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょ。また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗淨**を行いましょ。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の**分散等**を推進しましょ。
- お客様に**咳エチケット**や**手指の消毒**を呼びかけましょ。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**しましょ。

# 新たな日常の

# すゝめ



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

新型コロナウイルスは、**目・鼻・口**から感染します。

飛沫  
感染



咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに  
会話を行うことで生じる**飛沫**が

**目・鼻・口に入ること**で感染します。

接触  
感染

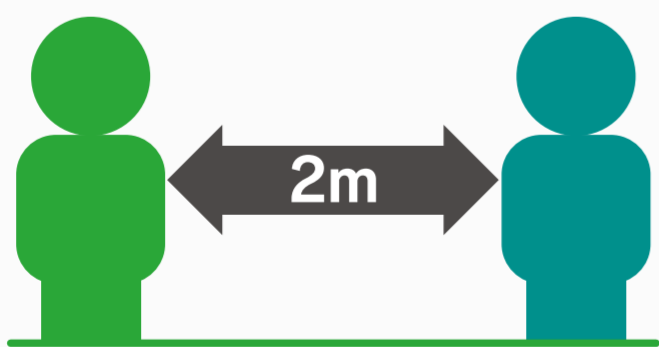


**ウイルスがついた手で  
目・鼻・口に触れること**

で感染します。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう！

## 3つの基本



身体的距離の確保



マスクの着用  
(人混みの中、会話の際)



手洗い・手指消毒

## 3密の回避

換気の悪い  
密閉空間

3つの条件が揃う  
場所がクラスター  
(集団)発生のリ  
スクが高い！

多数が集まる  
密集場所

間近で会話や発生をする  
密接場面

## 3つの確認

- 体温確認
- 体調確認
- 行動履歴確認

毎日の**健康チェック**を欠かさず  
に行いましょう。風邪症状がある  
ときは、外出を避けましょう。

症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や有症者相談窓口にご相談しましょう。

## 県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準（案）

ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を実施していくことが求められています。

県としても、これまで延期していたイベント・行事についても感染防止に最大限の留意を払いながら、必要なものは実施していくこととします。各部局においては、イベント等を開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、参加者及び職員への感染を防止するための行動を自ら考え、工夫し、そして実践してください。

当面、県主催のイベント・行事の実施については、以下のとおり対応することとします。「新しい生活様式」の定着を推進し、県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るべく、積極的に業務を行いましょ。

なお、急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととします。

## 県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

## 1 県主催のイベント・行事開催の目安

## 【8月1日～8月31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

## 【9月1日～】（※国における検討経過を踏まえて、改めて検討する。）

- ・ 人数制限はなし
- ・ 屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見つつ判断する。

（注）上記の人数に満たないイベント・行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、必要な場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの対策を講じること。

## 2 県主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討したうえで、イベント等の準備を進めていくこと。

(1) 開催前

- ・ 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前の周知
- ・ 当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請
- ・ 接触確認アプリのインストールの事前の求め

(2) 会場準備

- ・ アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ・ 座席の隣との間隔を一人席分空けるなど、十分な距離の確保（2 m程度の間隔、パネルの設置など）
- ・ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ・ 職員や参加者・利用者にはマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- ・ 入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・ 入場時の検温の実施
- ・ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知

◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて

- ・ 参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ・ 終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・ 参加者のリストについて、長野県個人情報保護条例に従った適切な管理、また1か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行ったうえで、実施の判断を行うこと。



## 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル（修正案）

令和 2 年 7 月 31 日

新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

## 2 圏域の感染警戒レベルについて

## 【考え方】

- 原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、圏域内の感染状況を総合的に勘案し、各段階の判断を行う。
- なお、他都道府県で感染の拡大が生じ、そのために本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合は、その趣旨を踏まえて、圏域の感染警戒レベルにとらわれない対策を行う場合がある。

## 【圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準】

## ■ 域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態  
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

## ■ 域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が不明の事例が発生
- ② 濃厚接触者が特定できない事例が発生
- ③ 単発的なクラスターの発生

※ただし、①、②及び③に該当する事例（以下「対象事例」という。）の発生が確定した場合であっても、後述のとおり更なる感染拡大のおそれがないと判断される場合は、レベルの引き上げを行わない。

## ■ 域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2 の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね 3 件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2 件とする）
- ② クラスターが複数発生

## ○ 圏域の感染警戒レベル引き上げの運用について（Level 1 から Level 2 への引き上げ）

- (1) 対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合においては、1 週間を限度として感染経路又は濃厚接触者の特定のための調査の状況を確認することとする。ただし、この期間内に同じ圏域内でさらに対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合は、その時点で直ちにレベルの引き上げを行う。
- (2) 調査が終了し、対象事例であることが確定した場合は原則としてレベルの引き上げを行うが、上記の調査の状況を確認する期間内に同一圏域内で感染事例が発生しなかったとき、及び感染事例は発生したが感染経路及び濃厚接触者が全て特定され、更なる感染拡大のおそれがないと判断されるときは、レベルの引き上げを行わない。

### 3 全県又は複数圏域のレベルについて

#### 【考え方】

- 全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数のほか、感染経路不明者の割合、入院者／受入可能病床数の割合、圏域ごとのLevel 2又はLevel 3の圏域数等の指標を重要指標として常にモニタリングする。
- 感染拡大は指数関数的に進行する場合もあるため、本県の第1波が始まった4月上旬の値を基に【Level 2の基準値】を設定する。
- また、【Level 3の基準値】は、本県の第1波のピーク値を基に、全国的に感染拡大の速度が増した4月上旬に当初緊急事態宣言が発令された7都府県の数値も踏まえて設定する。
- 引上げに当たっては、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、県専門家懇談会に諮って決定する。なお、各圏域の状況等からすべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の複数圏域の引上げとする。

#### 【全県又は複数圏域のレベルの引き上げ基準】

レベルの基準となる指標	Level 2の基準値	Level 3の基準値	参考		
			本県(4月上旬)	本県(ピーク値)	7都府県(4/1～7)
直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数(人)	0.4人※	1.2人	0.5 (4月第1週, 2週平均)	1.178 (4/1～14)	MAX:5.007 (東京都) MIN:1.454 (兵庫県)

※ その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれが少ない場合は除く。

モニタリングしていく指標	注視すべき値	参考		
		本県(4月上旬)	本県(ピーク値)	7都府県(4/1～7)
直近1週間の感染経路不明者の割合(%)	2週連続で上昇傾向にあるか注視	0% (3/30～4/5)	25% (3/23～29, 4/27～5/3)	ほぼ半数以上
入院者／受入可能病床数の割合(%)	〃	11% (25/227床) (4/10)	17% (51/300床) (4/24)	MAX:120% (大阪府) MIN:33% (神奈川県)
圏域ごとのLevel 2 or 3の圏域数	3圏域以上になっていないか注視 (圏域ごとの人口比率も考慮する)	2 (4/13～22)	3 (4/23～27)	—

#### 4 感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染者が発生してから 14 日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。また、全県又は複数圏域のレベルを引き上げた場合においては、基本的に 14 日間はそのレベルを維持することとし、その時点で基準を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる。

#### 5 感染警戒レベルに応じた対応策の概ねの目安

【Level 1 における対応】：「新しい生活様式」の定着の促進

【Level 2 における対応】：市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請

【Level 3 における対応】：市町村と連携して「警報」を発令し、状況に応じて、クラスターが発生しやすい場所への訪問の自粛等の要請を検討

(なお、外出自粛、施設の使用停止（休業）等の要請等については、国から今後示される予定の高齢者の感染者数や空き病床数を指標とした判断基準に基づく対策も参照して検討する。)

## クラスター対策チームの設置について

愛称（案）：CCT-Nagano（Cluster Control Team Nagano）

R2.7 健康福祉部

### ○趣 旨

長野県内において、クラスター感染（院内感染を含む）が発生した際に、迅速対応を可能にするため、新設する感染症対策課内に医師・獣医師・保健師を中心とした「クラスター対策チーム」を設置する。

### ○主な業務

医療機関や社会福祉施設、商業施設やイベント等においてクラスター感染が発生した場合、あるいはクラスター発生の恐れがある場合、速やかに**現地にチームを派遣し、所管保健所と連携しながら、技術支援及びコーディネート活動を実施**

- ▶ 感染源、感染経路の調査
- ▶ ゾーニング、職員に対する感染管理指導等による感染拡大防止
- ▶ 職員・入所者の施設内配置調整・発症者の搬送・入院調整等
- ▶ 国クラスター対策班等との連携による感染拡大防止対策の検討、提案
- ▶ 分析を踏まえた更なる感染拡大防止対策の検討、提案 など

### ○チーム編成 **3チーム**（12名）

チームリーダー	塚田 昌大	健康福祉部付（医師）
	加藤 浩康	感染症医療対策監（医師）
	西垣 明子	保健・疾病対策課長（医師）
サブリーダー	吉田 徹也	食品・生活衛生課長（獣医師）
メンバー	保健師3名、薬剤師1名、行政4名	
	※ その他発生施設に関連する課へ応援依頼	
アドバイザー	金井 信一郎	信州大学医学部附属病院感染制御室助教
	城井 三奈	信大医学部附属病院感染制御室看護師長（感染管理認定看護師）
	北原 瑞枝	長野市保健所獣医師
	（国立感染症研究所（FETP（実地疫学専門家養成コース））	

### ○今後のスケジュール

7/27（月）チーム研修会、8/3（月）10:40 発足式、PM 福祉施設の感染管理に係る看護協会との打合せ、8/4（火）「穂高悠生寮（安曇野市）」で実地訓練予定。（9月上旬に社会福祉施設でも訓練予定）

# 「信州地域支えあいキャンペーン」の取組状況

産業労働部・営業局・観光部・農政部・企画振興部

## I 信州地域支えあいキャンペーンについて

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和元年台風第19号災害から地域経済の早期回復に向けた取組を一旦中断することとなったが、5月に緊急事態宣言が解除されたことから、災害復興も含めてキャンペーンにより経済再生に取り組む。

### 2 キャンペーン概要

地域住民に以下の「3つの支え合いアクション」を促し、新型コロナウイルス等により落ち込んだ地域経済の再生の輪を広げる。

「利用する」・・・宿泊施設や飲食店等を率先利用

「購入する」・・・飲食店等が行うテイクアウト等を利用

「支える」・・・クラウドファンディング等で事業者を支援

### 3 主な事業実績

	事業名	概要	実績
利用 する	ディスカバー信州 県民応援割	宿泊・旅行代金割引 (利用期間 7/1～8/1)	宿泊割 6万枚販売
		観光クーポン券 (利用期間 7/1～8/31)	お出かけ割 10万枚販売
	県民向け長野県ふっこう割 (利用期間 5/26～6/30)	宿泊・旅行代金割引	販売金額 142,448千円
	県産品を食べて！使って！ 応援 みんなで支えあおう キャンペーン	県産品の消費拡大	販売金額 18,930千円 (7/31現在)
	新型コロナ対策推進宣言	事業者の感染防止策 PR	宣言者数 6,517事業者 (6/30現在)
	地域支えあいプラスワン消 費促進事業	市町村による商品券等 消費喚起の取組を支援	取組開始 55事業 (7/15現在)
購 入 す る	「テイクアウト信州」 キャンペーン	県HP特設サイトで 取組事業者紹介	掲載店舗数 約5,000店舗 (7/29現在)
支 え る	飲食・サービス業等新型コ ロナウイルス対策応援事業	地域事業者グループの 新規共同事業を支援	応募事業者 584グループ (6/17現在)
	お宅に届く信州の名産品 “信州ふるさと割”事業	地域の名産品を通販サ イトにて3割引で販売	参加事業者数 118事業者 419商品 (7/29現在)

## II 事業概要

### 1 宿泊施設や飲食店等を地元住民が利用することで支援する取組

#### ○「ディスカバー信州県民応援割」(観光部)

- ・県民向けの宿泊・旅行代金割引と地域観光クーポンを提供し、観光需要喚起を図る

 **宿泊割**

◆10,000円以上の宿泊プランで  
**5,000円の割引**

◆6,000円～10,000円未満の宿泊プランで  
**3,000円の割引**

+


2,000円分の観光クーポン付

使用期間：7月1日～8月1日チェックアウト

販売状況

長野県内のファミリーマート **完売**

取扱い旅行会社 **好評販売中**

 **お出かけ割**

1,500円のクーポンを  
1,000円で販売！



アクティビティ・体験施設  
・土産物店・飲食店で  
利用できます！

使用期間：7月1日～8月31日

販売状況

ご好評につき  
**完売**しました

#### ・販売状況

クーポン種類	販売場所	販売枚数		販売状況 (7/29 現在)
宿泊割	ファミリーマート	当初販売 (6/26)	20,000 枚	完売
		追加販売 (7/3)	10,000 枚	完売
	旅行会社等	当初販売 (6/26)	20,000 枚	販売中
		追加販売 (7/3)	10,000 枚	販売中
お出かけ割	ファミリーマート	当初販売 (7/1)	90,000 枚	完売
	観光協会等	当初販売 (7/1)	10,000 枚	完売

※クーポン利用施設 (5,185 施設) は全て「新型コロナウイルス対策推進宣言」の登録店舗

#### ○「地域支え合い観光緊急事業」(観光部)

- ・地域の観光関係者が協働して行う地域内観光客受入再開の取組みを支援

応募件数：35 件 (7/28 現在)

{
 事業区分別内訳：感染対策 13 件、雇用対策：1 件、早期喚起 6 件、新常態 14 件、その他 1 件  
 実施状況別内訳：事業実施中 29 件、実施に向けて準備中 6 件、事業内容検討中 0 件

・事業例

項目	事業団体	事業内容
感染症対策や雇用維持等 観光事業者の経営継続に 資する早期の取組	(一社) ちの観光まち づくり推進機構	観光関連事業者向け感染症対策運営手順 書作成と対策セミナーによる体制整備
	(株) 南信州観光公社	地域住民対象モニターツアーで魅力再発 見と安心安全な受入態勢の理解促進
観光需要の早期喚起を 目的とした取組	(一社) 長野伊那谷 観光局	団体バス旅行安全モデル構築のための モニターツアー実施と検証、商品造成
	軽井沢観光協会	ファミリー県民対象の観光列車「ろくも ん」モニタープラン実施による需要喚起
新常態を見据えた観光 コンテンツ開発等の取組	(一社) 駒ヶ根観光 協会	3密回避とオーバーツーリズム対策の 予約システム導入実証実験
	須坂市観光協会	地域の観光コンテンツや飲食ポイントを 掲載したデジタルマップの作成

○「長野県民向け長野県ふっこう割」(観光部)

取扱旅行会社：114社、 販売状況：142,488千円(6/30現在)
【備考】旅行や宿泊代金を最大1泊5,000円割引。5月26日から6月30日まで販売。

○県産品を食べて！使って！応援 みんなで支えあおうキャンペーン(営業局・農政部)

- ・農畜水産物(花束、牛乳、信州プレミアム牛肉、信州黄金シャモ、信州サーモン、信州大王イワナ等)の消費拡大(7/31現在)

県内企業と連携した消費拡大 販売金額：9,767千円
県庁内における斡旋 販売金額：9,163千円

- ・「NAGANO マルシェ」((一社)県観光機構が運営するネット販売)を活用した消費拡大  
信州プレミアム牛肉を掲載して銀座NAGANOの顧客(4,000人)にDMを送付

○県産花きの緊急消費拡大推進事業(農政部(長野県花のある暮らし推進協議会))

- ・メディア等での県産花きの活用促進、公共施設(県内主要駅)での花飾り、医療機関・企業での花活用の提案、小中学校での花育活動を実施

[メディアと連携した県産花きPR動画配信] 実施時期：7月25日～ 実施内容：月2本の県産花きPR動画制作(産地PR・花の楽しみ方動画)とTV番組及びSNSでの配信(全7品目予定)
[医療機関・企業での花活用の提案] 実施時期：8月～ 実施内容：県内企業(銀行等)及び医療機関の窓口等における花飾りの実施 約300箇所

○「新型コロナ対策推進宣言の店」(産業労働部)

宣言ステッカー50,000枚印刷・配布(5月下旬～)、ダウンロード用ポスターをHP上に掲載。宣言者数：6,517事業者(6/30現在) うち県民応援割参加者数：5,185事業者
【備考】適切な感染防止策を講じた事業者を応援するとともに、県民の皆様が安心して利用や買い物等ができる環境づくりを支援。事業者には、「#ながのコロナ対策の店」をつけて取組状況をSNSへ投稿するよう呼びかけ。

### ○地域支えあいプラスワン消費促進事業（企画振興部）

市町村が地域の実情に応じて実施するプレミアム付き商品券の販売、商品券の配布等の消費喚起の取組を支援。取組開始：55 事業 [36 市町村] (7/15 現在)

【備考】事業者に対する感染症防止策の徹底（「新型コロナウイルス対策推進宣言」の促進等）とともに、「新しい生活様式」に係る住民への広報・啓発を図る。

## 2 飲食店等が行うテイクアウト等で購入することで支援する取組

### ○「テイクアウト信州」キャンペーン（営業局）

取組地域：県全域

掲載サイト数：81 掲載店舗数：約 5,000 店舗（重複有）(7/29 現在)

【備考】県公式HPに特設サイト開設、ハッシュタグ「#テイクアウト信州」をつけて SNS に投稿してもらうことで情報拡散

### ○飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援事業（営業局）

主催：長野県のお店にエールプロジェクト実行委員会（経済4団体）

日程：参加店募集 6/15～7/3

支援募集 7/4～7/29（8月中旬より第2弾募集予定）

## 3 事業者を支える取組

### ○ハローワークと連携した農家と観光事業従事者のマッチング相談会（農政部）

佐久地域：5月8日（金）実施@佐久合庁

求人農家：14 経営体 求職者：30 名（うち観光関係：5 名、交通関係：1 名、飲食関係：3 名）

【備考】今後、県内5地域（上田、諏訪、上伊那、松本、長野）で個別相談会を実施予定

### ○県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業（農政部）

[学校給食への県産ブランド食材の地元業者を通じた提供]

・先行実施（7月20日（月））

小布施町の小中学校給食に地元産信州プレミアム牛肉を提供（2校 約900名）

・本格実施（9月～）

提供品目：信州プレミアム牛肉、信州サーモン、信州黄金シャモ、ニジマス、鯉

提供予定校：約600校

[ウェブサイトにより提供品目の買える店・食べられる店を紹介]

実施時期：9月～

### ○飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業（営業局）

応募事業者：584 グループ（6/17 現在）

【事業内容】事業者がグループを形成し共同で取組む新事業を支援



・事例

事業名	構成事業者・協力者	事業内容
商店街の空き店舗を活用した テイクアウトマーケットの開設	飲食店(10事業者)、 タクシー会社	(1)地域の飲食店が提供するテイクアウト商品を駅前商店街の空き店舗を活用してまとめて販売 (2)買い物弱者には地域のタクシー会社と連携したデリバリーも実施 (3)感染防止のため、店内への入場制限なども実施
タクシーを利用した お弁当や生活必需品の 配達サービスの確立	飲食店、酒屋、 タクシー会社	(1)お弁当をタクシーで配達するほか、生活必需品などの配達も併せて行うサービスを構築 (2)配達エリアを中山間地まで広げることで、新しい販路も開拓 (3)一人暮らし高齢者の買い物支援など、地域課題の解決にも貢献
異業種交流による 地産地消ウエディングの提供	飲食店、花屋、デザイナー、 花き生産者	(1)大人数での結婚式が減少傾向を続ける中、小規模ながら歴史的価値のある施設を活用した思い出に残るウエディングを地域の事業者が共同することで開催 (2)地元の食材や花きを活用することで、消費が減少した生産者も支援
オンラインシステムを活用した 温泉街宿泊事業者による 長期滞在型観光への転換	宿泊事業者 (16事業者)	(1)共同オンラインショップを構築することにより、以下の事業を展開 ①宿泊予約、②宿泊券の事前購入、③泊食分離（毎日違う懐石料理が楽しめる）、④オンラインショップのみで購入できるお土産、⑤レンタサイクルの予約
3密を回避した県下初の 合同オンラインライブイベント の開催と新たなファン層の開拓	県内6か所のライブ ハウス	(1)来場が難しくなっている県内のライブハウスが共同でオンラインライブ配信を実施 (2)配信に必要な機材を整備し、ライブハウスの文化を新たなファン層にも発信することが可能に

○お宅に届く信州の名産品“信州ふるさと割”事業（営業局）

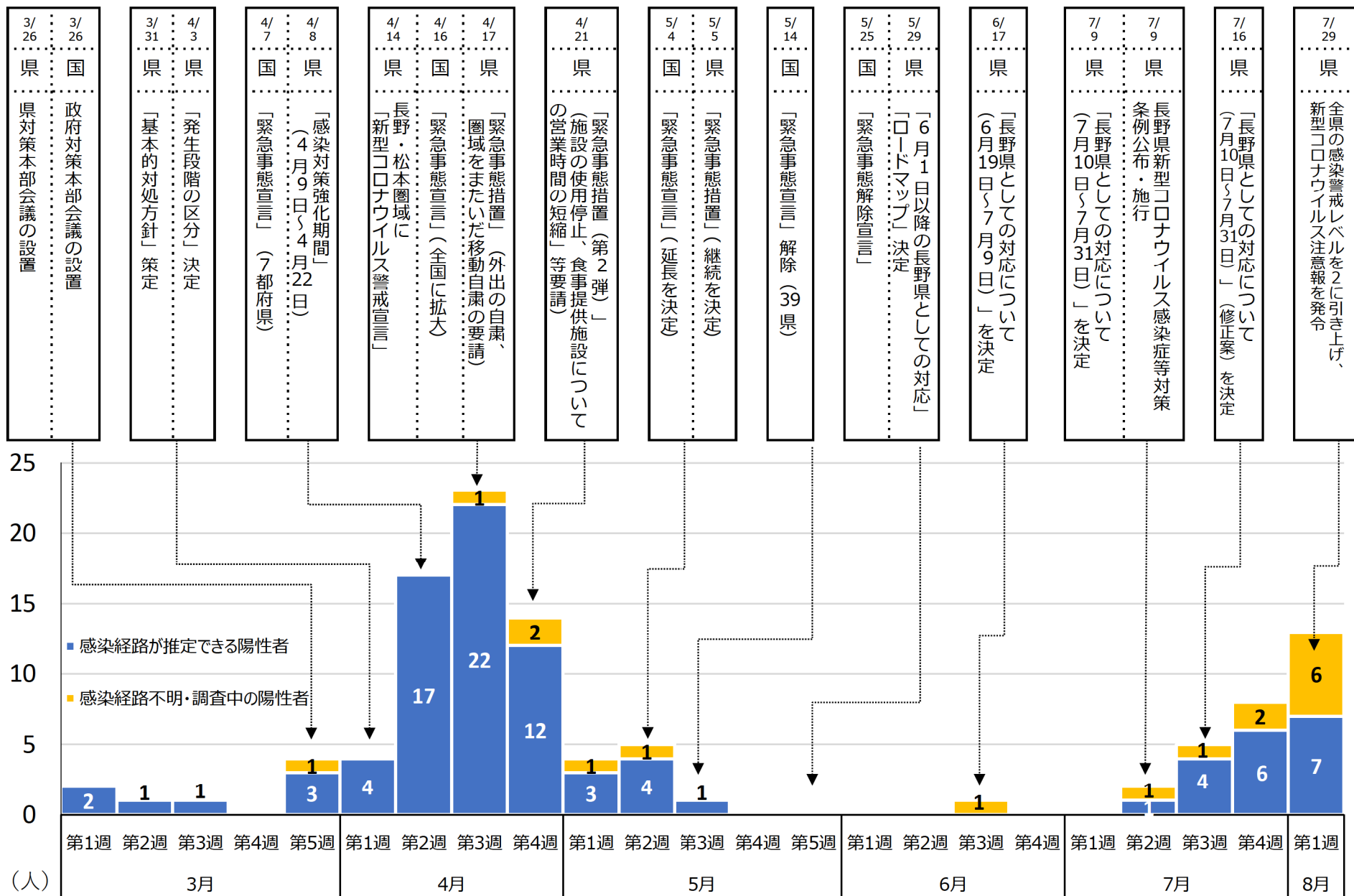
地域の名物商品や魅力的な商品を「NAGANOマルシェ」（一般社団法人長野県観光機構が運営する通販サイト）において3割引で販売
6月4日（木）参加希望事業者の募集開始
6月26日（金）「ふるさと割商品」販売開始（販売期間：6/26～12/25）
6月30日現在 参加事業者数 61事業者
※7月29日現在 参加事業者数（登録手続中を含む） 118事業者 419商品

# 長野県内陽性者発生動向

参考資料



7月31日 12時現在 しあわせ信州



・各週月曜日始まり・各月の1日を含む週を第1週とする

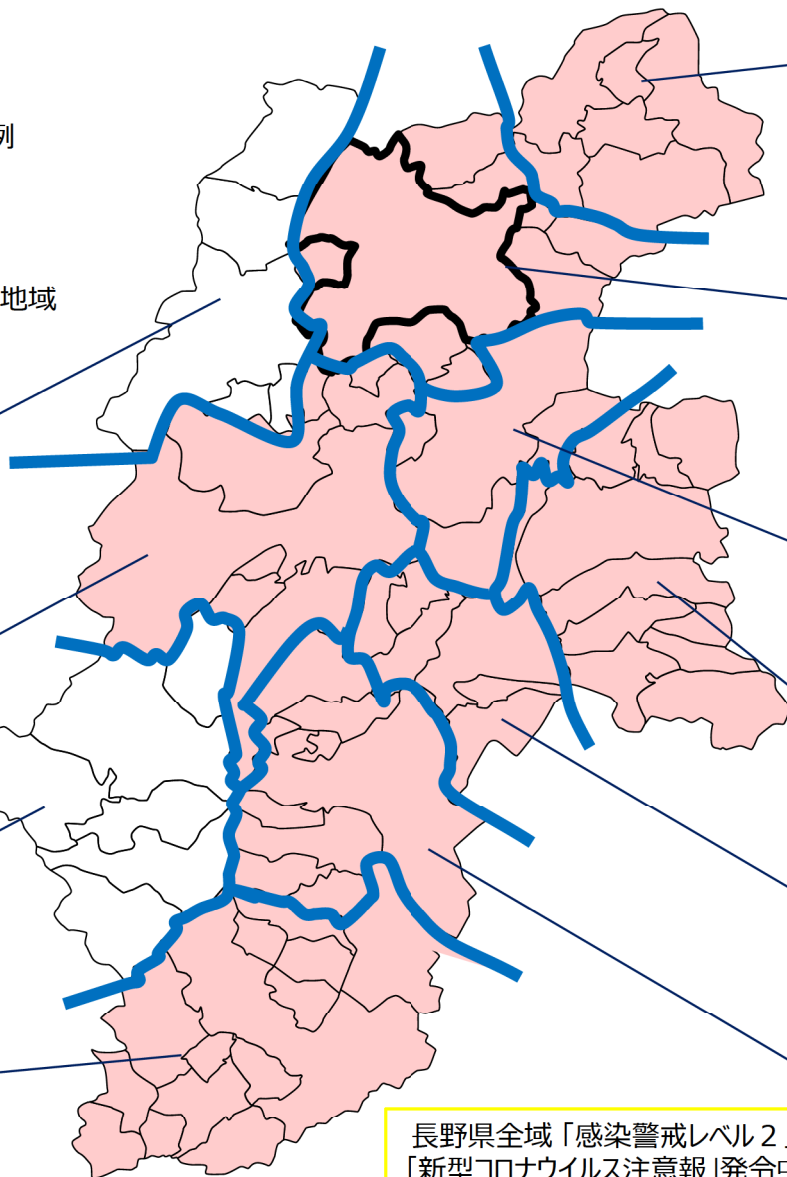
# 長野県内陽性者発生状況

7月31日 12時現在



感染者総数105人  
(うち退院83人)

- ★ 感染源が推定できない例
- ◆ 感染源など調査中の例
- 無症状病原体保有者
- ▲ 再陽性
- 入院中の方がいる地域



【大町保健所管内】

入院 0	退院 1
---------	---------

【松本保健所管内】

入院 6	うち ◆1 ■1	退院 16	うち ★2 ■3
---------	----------------	----------	----------------

【木曽保健所管内】

入院 0	退院 4
---------	---------

【飯田保健所管内】

入院 1	退院 5	うち ■1
---------	---------	----------

【北信保健所管内】

入院 2	うち ◆2	退院 8
---------	----------	---------

【長野保健所管内】

入院 1	退院 0
---------	---------

【長野市保健所管内】

入院 3	うち ★1	退院 18	うち ★3 ■1
---------	----------	----------	----------------

【上田保健所管内】

入院 1	うち ◆1	退院 8	うち ★1
---------	----------	---------	----------

【佐久保健所管内】

入院 3	うち ◆1 ■1	退院 3	うち ★1
---------	----------------	---------	----------

【諏訪保健所管内】

入院 3	うち ★1	退院 11	うち ★2 ■2
---------	----------	----------	----------------

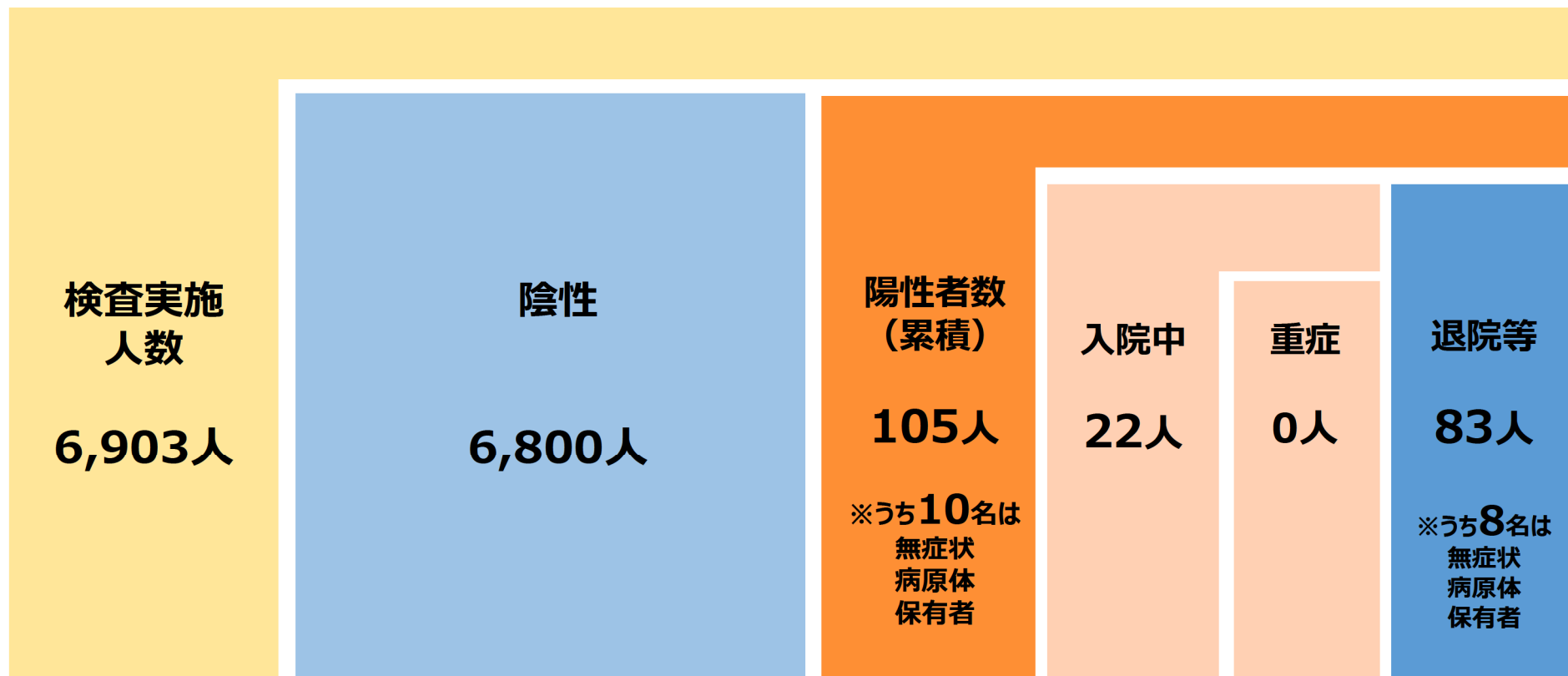
【伊那保健所管内】

入院 2	うち ◆1	退院 9	うち ■1 ▲1
---------	----------	---------	----------------

長野県全域「感染警戒レベル2」  
「新型コロナウイルス注意報」発令中

# 新型コロナウイルス感染症の状況

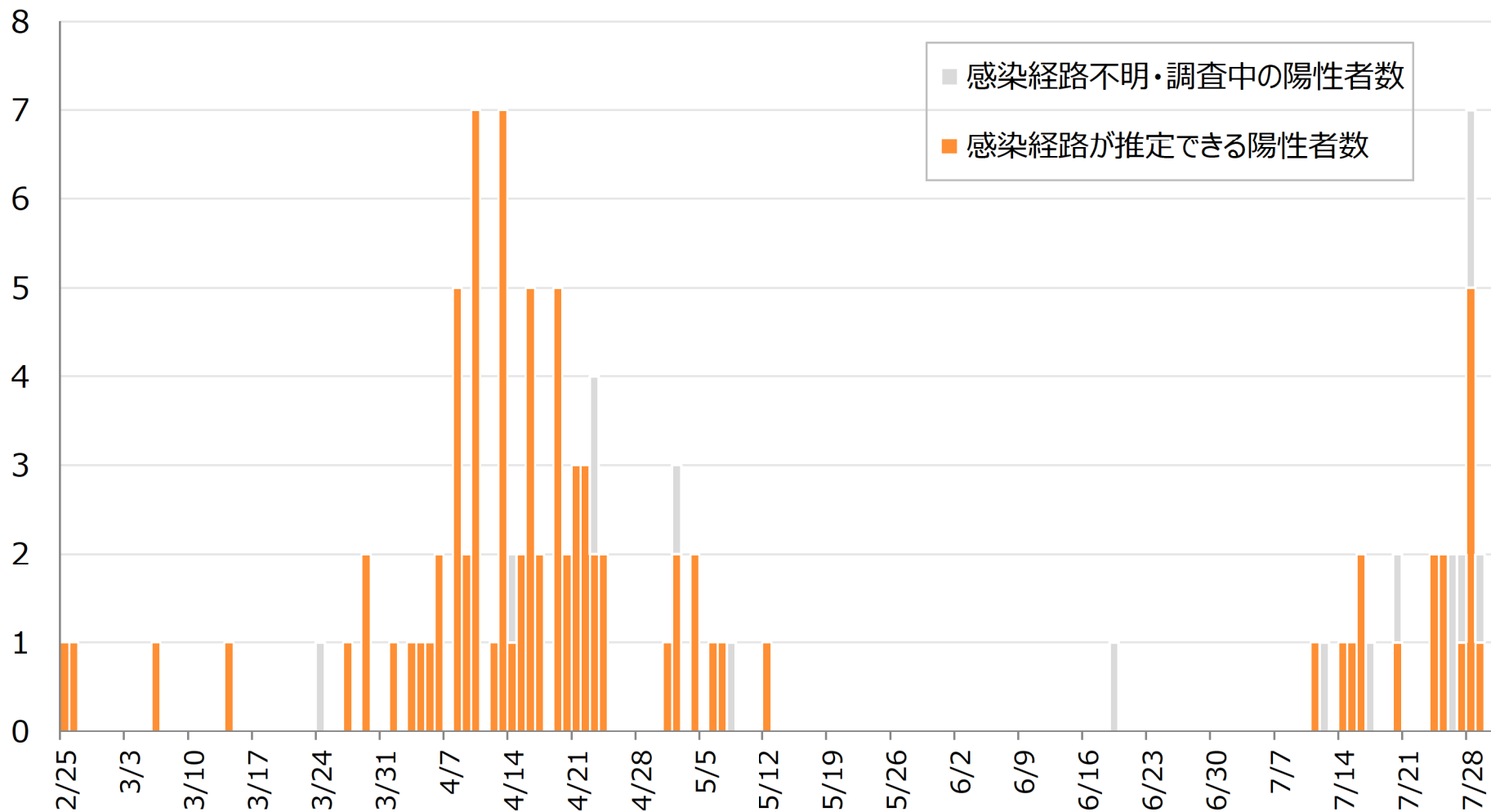
7月31日12時現在



- ・検査実施人数については7月29日現在の暫定値です。
- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とは人工呼吸管理が必要な方またはICUで治療している方としています。
- ・空港検疫での陽性例（3名）、クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。

# 陽性者数の推移（日別）

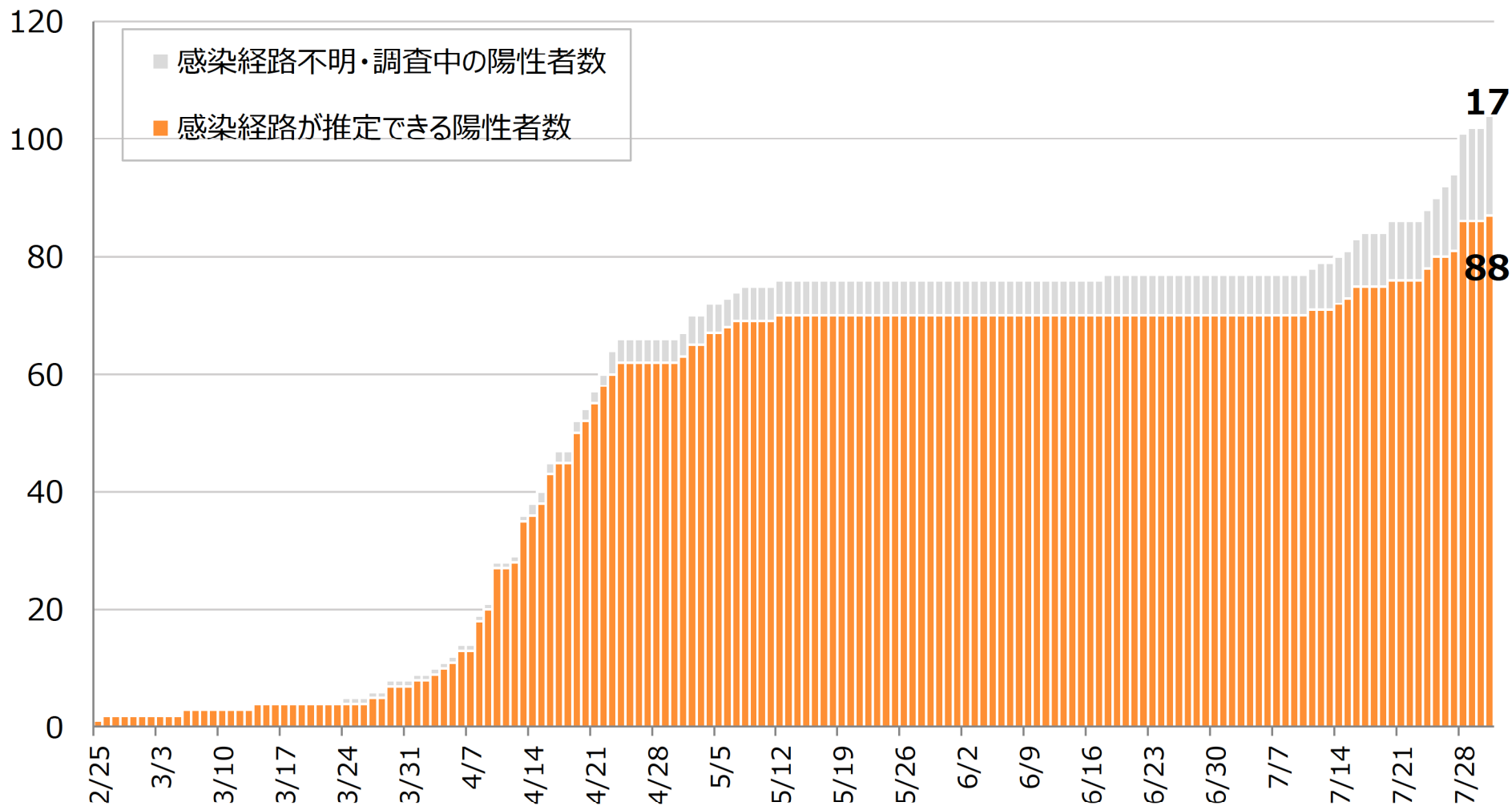
陽性者累計 **105**人  
7月31日12時現在



県内27～28例目(2例分)の陽性確定日を4月11日から4月10日に、訂正します。(訂正日：7月25日)  
※陽性者累計に変更はございません。

# 陽性者数の推移（累計）

陽性者累計 **105**人  
7月31日12時現在



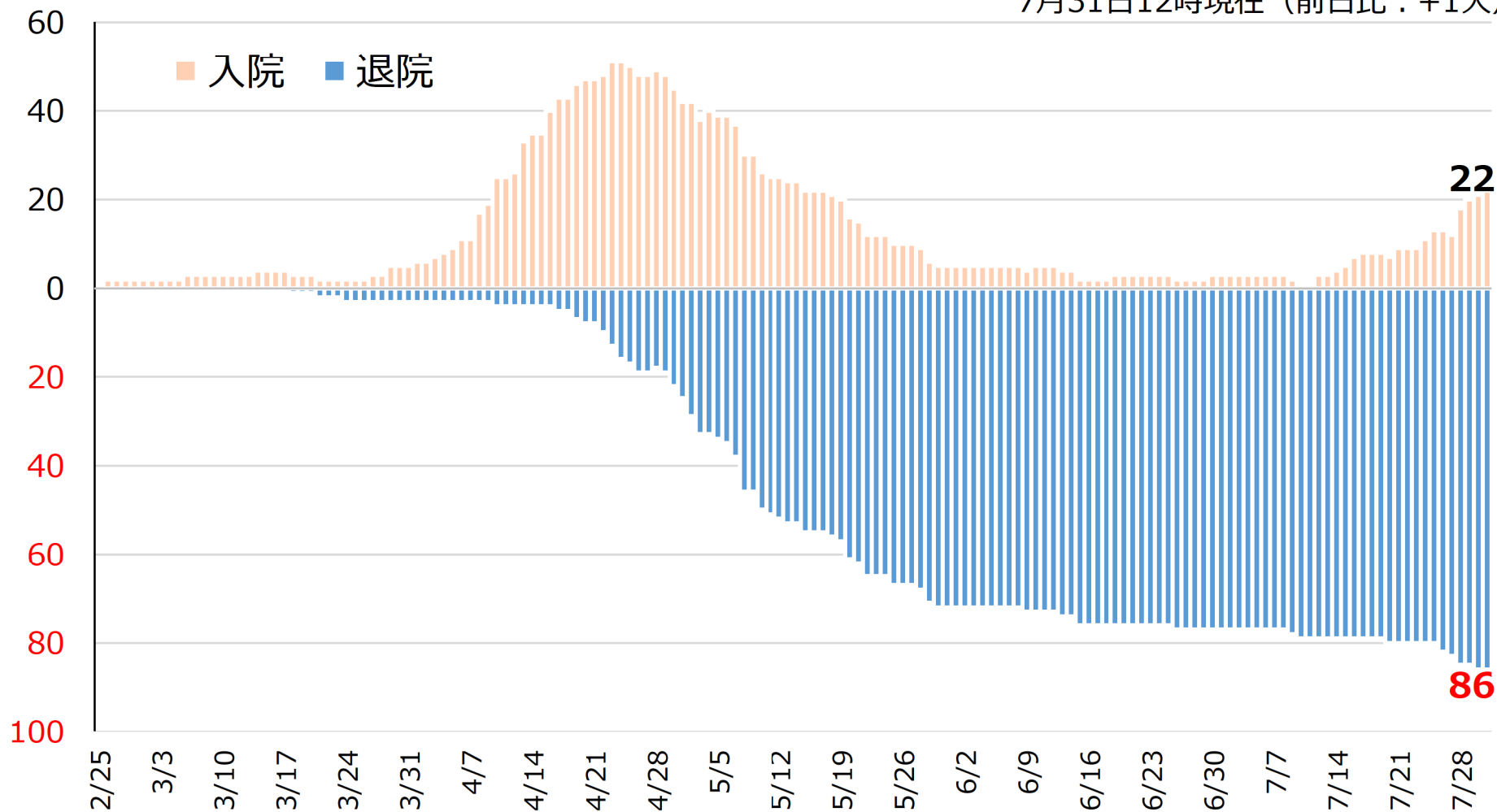
県内27～28例目(2例分)の陽性確定日を4月11日から4月10日に、訂正します。(訂正日：7月25日)  
※陽性者累計に変更はございません。

# 入退院者の状況（累計）

入院中 **22**人

(うち空港検疫における陽性例：0人)

7月31日12時現在（前日比：+1人）



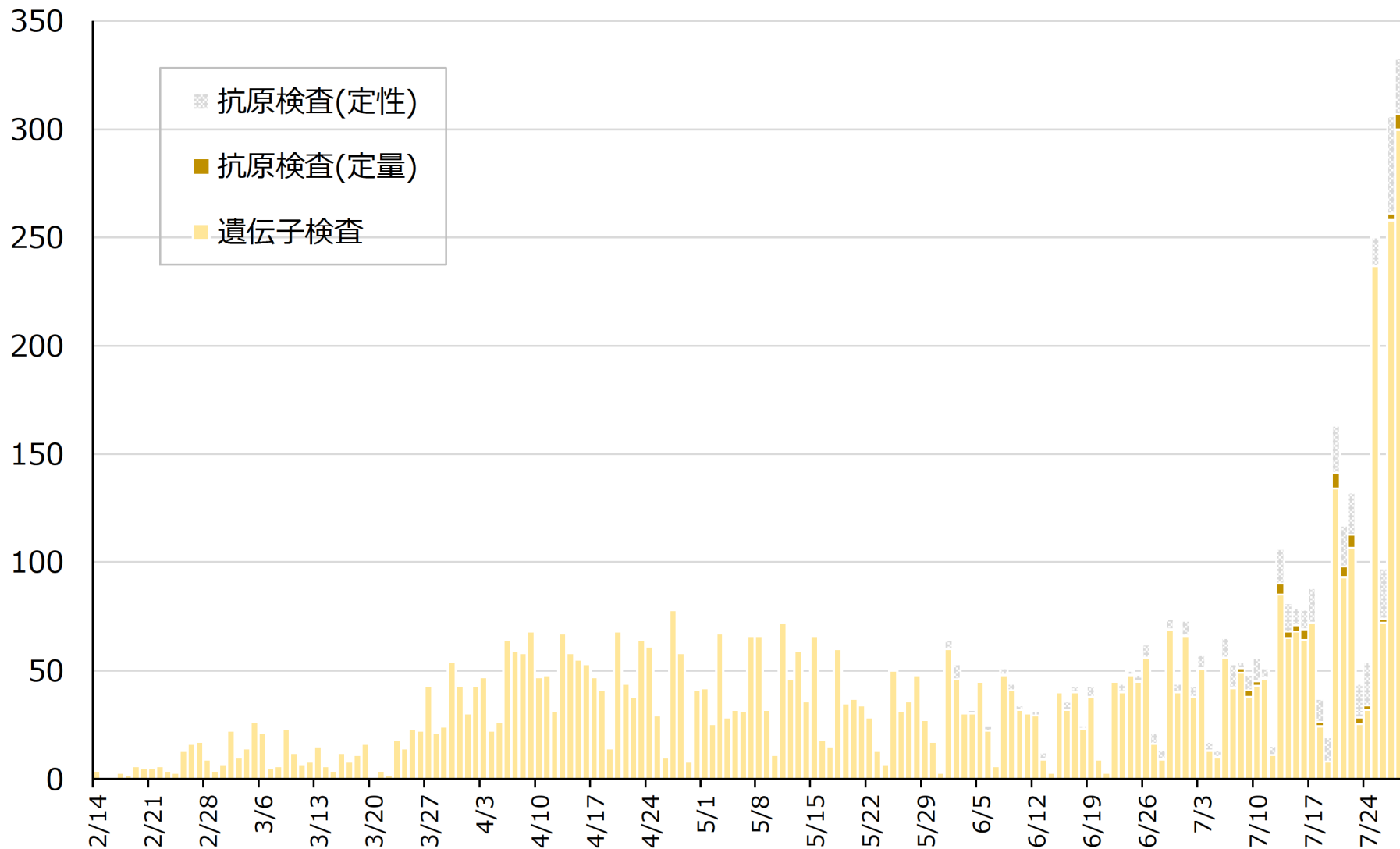
※空港検疫所における陽性例(3例)を含みます。

# 検査実施数（日別）

※陰性確認のための検査を除きます  
※検査件数は暫定値であり、後日遡って修正する場合がございます。

# 194人 累計 6,903人

7月29日現在 実績値（前日比：-139件）





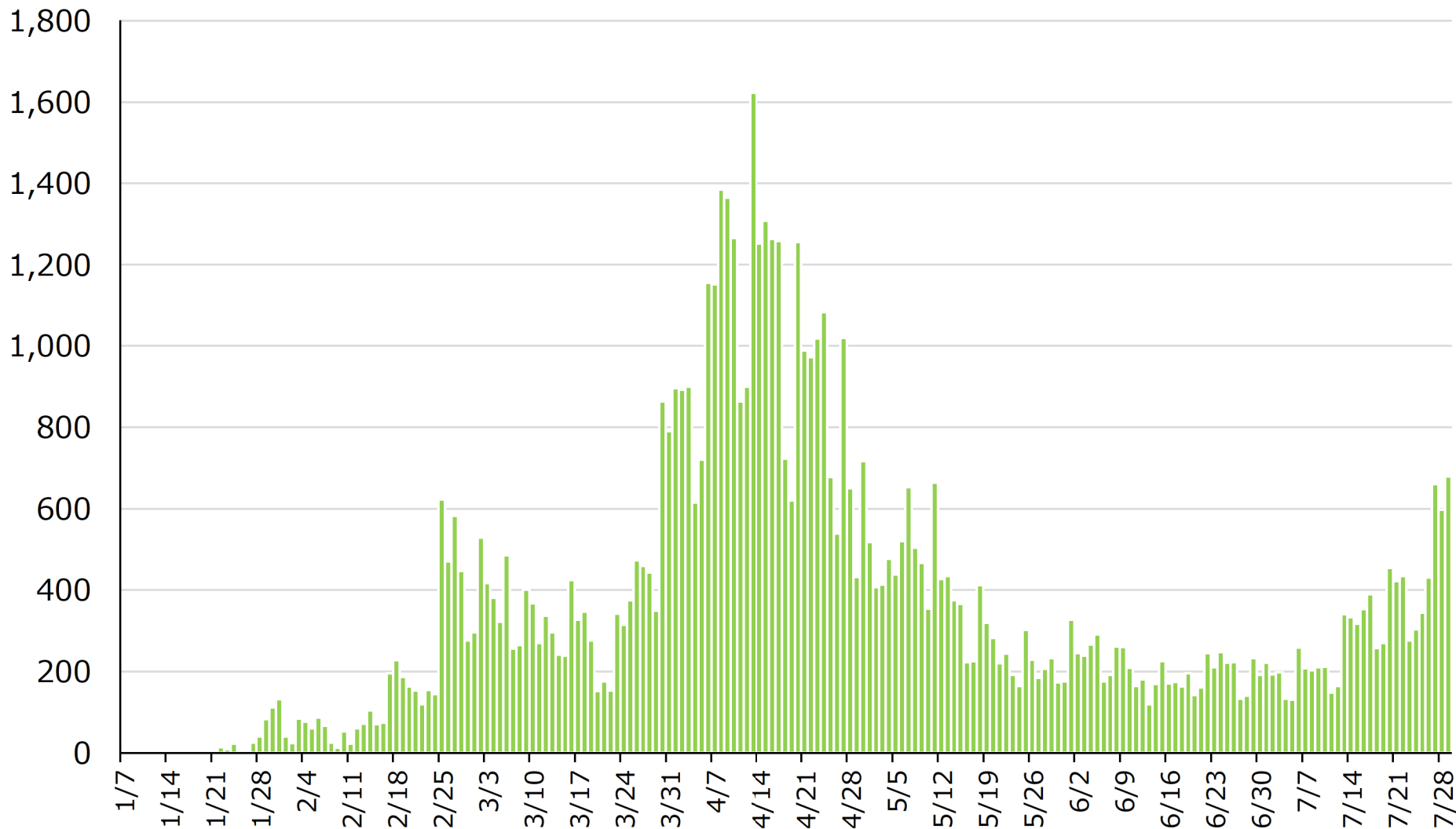
# 新型コロナウイルス感染症に関する相談状況（日別）



※金～日曜日分の相談件数については、毎週月曜日に集計しています。

678件 累計 72,011件

7月29日現在 実績値（前日比：+80件）



# 新型コロナウイルス感染症 各都道府県感染状況モニタリング表

7月31日9時時点 (前日までの人数を集計)

都道府県名	人口	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	直近1週間の新規感染者数		直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数	各都道府県の措置等の状況
										(前日比)		
北海道	5,249,066	6	9	5	5	3	5	9	42	+5	0.80	
青森県	1,243,281	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
岩手県	1,215,938	0	0	0	0	0	2	1	3	+1	0.25	
宮城県	2,296,145	0	2	0	5	2	4	5	18	+3	0.78	
秋田県	956,093	0	1	1	0	0	0	0	2	+0	0.21	
山形県	1,068,522	0	0	0	0	0	0	0	0		0.00	
福島県	1,830,590	0	0	0	0	0	1	0	1	-1	0.05	
茨城県	2,858,421	2	0	3	2	15	9	12	43	+10	1.50	
栃木県	1,934,857	4	8	4	4	2	16	6	44	+1	2.27	
群馬県	1,930,350	0	2	0	0	3	1	4	10	+1	0.52	
埼玉県	7,347,601	45	35	33	23	55	53	57	301	-7	4.10	県民及び事業者へ協力要請 ・夜の繁華街に限らず感染症対策が十分とられていない店の利用回避 ・接待を伴う飲食店のうち業界ガイドラインに従った感染症対策が徹底されていない施設の使用停止等
千葉県	6,285,143	26	21	22	24	23	49	49	214	+16	3.40	多人数での会食を自粛するよう協力要請
東京都	13,982,622	260	295	239	131	266	250	367	1,808	+1	12.93	都民向け及び事業者向けの協力要請 ・夜の繁華街において接待を伴う飲食店で感染症対策が十分とられていない店の利用回避 ・ライブハウスや劇場を利用する方に接触確認アプリのインストールの要請 ・イベントの開催の主催者・施設管理者に対し、ガイドラインの遵守の要請等
神奈川県	9,222,618	28	18	33	14	33	70	76	272	+23	2.95	神奈川県警戒アラート発令 ・3つの密を避けるなど感染対策の用心の徹底 ・感染防止対策がなされていない場所に行かないことの呼びかけ
新潟県	2,206,566	0	0	2	0	3	2	4	11	+4	0.50	
富山県	1,041,352	0	0	0	1	0	0	2	3	+1	0.29	
石川県	1,135,984	3	0	3	0	1	2	4	13	+3	1.14	
福井県	766,789	0	0	2	0	0	6	2	10	+1	1.30	
山梨県	807,725	1	0	0	2	2	0	4	9	-1	1.11	
長野県	2,039,096	1	1	4	0	6	4	1	17	+1	0.83	
岐阜県	1,979,516	8	4	11	9	25	30	17	104	+9	5.25	
静岡県	3,626,506	7	30	25	14	18	16	16	126	+11	3.47	
愛知県	7,542,632	63	78	80	76	110	167	160	734	+63	9.73	
三重県	1,771,855	2	2	5	4	6	10	1	30	-1	1.69	
滋賀県	1,413,774	6	1	1	2	2	6	5	23	-12	1.63	
京都府	2,576,336	16	4	13	20	31	41	9	134	-10	5.20	京都府のモニタリング指標による特別警戒基準
大阪府	8,819,226	149	132	141	87	155	221	190	1,075	+86	12.19	大阪モデル モニタリング指標による警戒を呼びかける黄信号
兵庫県	5,450,393	23	24	49	12	33	46	53	240	+18	4.40	
奈良県	1,326,292	11	5	5	4	6	6	7	44	-6	3.32	
和歌山県	916,843	3	4	6	8	4	6	2	33	-7	3.60	
鳥取県	552,471	0	1	0	0	2	2	1	6	+1	1.09	
島根県	668,854	2	0	0	1	0	0	0	3	+0	0.45	
岡山県	1,885,866	4	10	2	3	2	5	5	31	+4	1.64	
広島県	2,798,628	7	7	4	6	19	17	8	68	+8	2.43	
山口県	1,347,041	0	0	2	1	1	2	0	6	-4	0.45	
徳島県	723,524	0	2	0	4	0	7	1	14	+1	1.93	
香川県	951,421	0	0	0	0	1	0	0	1	+0	0.11	
愛媛県	1,330,918	1	0	1	2	2	0	0	6	+0	0.45	
高知県	691,990	1	0	1	0	1	0	0	3	+0	0.43	
福岡県	5,111,697	52	50	90	49	54	101	121	517	+55	10.11	
佐賀県	813,590	6	3	1	0	2	3	3	18	+1	2.21	
長崎県	1,314,893	1	0	1	2	5	2	5	16	+5	1.22	
熊本県	1,738,926	1	2	21	33	22	21	16	116	+13	6.67	
大分県	1,128,022	0	0	0	0	2	0	2	4	+2	0.35	
宮崎県	1,070,752	9	19	8	11	20	12	15	94	+11	8.78	8月1～16日 県全域で接待を伴う飲食店への休業要請
鹿児島県	1,593,040	14	8	5	3	10	3	4	47	-11	2.95	
沖縄県	1,456,955	10	14	6	18	21	44	49	162	+44	11.12	8月1～15日 那覇市松山地区の接待を伴う飲食店に対し、休業要請
計	126,020,720	772	792	829	580	968	1,242	1,293	6,476		5.14	

・「直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数」 0.5～ 1.0～

・ 都道府県名 で着色した都県については、現在往來の必要性を検討し、慎重に判断するとともに、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往來を控えることを検討するよう呼びかけています。

・ 都道府県名 で着色した都道府県については、現在慎重な行動を呼びかけています

※人口は各都道府県発表の人口推計による(5/1時点での最新のもの)。北海道は発表がないので住民基本台帳人口より。

※各都道府県の新規感染者数は長野県の独自調査による。

※直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5及び1.0を1週間下回った場合、呼びかけを変更又は解除します。